生徒心得

お互いに以下のことを守り、礼儀正しく、秩序ある行動を心がける。

※今年度改訂した部分は下線を引いてあります。

1. 学校生活

く生活全般>

- (1)朝は時間に余裕を持って行動し、始業の10分前を目安に登校する。
- (2) 登校後は無断で外出しない。
- (3) チャイム着席を守り、時間を意識して生活する。
- (4)授業中は姿勢を正しく、私語をつつしみ、真剣に取り組む。
- (5)特別な用事が無い時は他教室には入らない。
- (6)欠席や遅刻をする時は、8:00までに保護者から連絡してもらう。
- (7) 定められた下校時間を守る。
- (8)登下校は学校に提出をした通学路を通り、寄り道はしない。
- (9) 地震や火災などの緊急時は、あわてずに先生の指示に従って行動する。
- ※遅刻の基準については、8:10のチャイムが鳴り終わるまでに以下の①~③ が守れない場合には遅刻とする。
 - ① 校内服に着替える。
 - ② カバンをロッカーに入れる。
 - ③ チャイムが鳴り終わるまでに着席する。

く礼儀>

- (1) 先生や来校者に会ったら、自分から進んであいさつをする。
- (2) 校長室や職員室などに入るときは、必ずノックをして、所属(学年や部活動)と名前、用件を伝えてから入室する。
- (3) 言葉づかいは正しく、ていねいにする。
- (4) お互いの人格を尊重して、明るい気持ちで公平に接して良い関係を築く。

く服装・頭髪>

(1) 制服

- ·A: 夏季…白のワイシャツ 学生ズボン 黒のベルト 冬季…詰襟の学生服 黒のベルト
- ·B: 夏季…丸襟の白ブラウスまたは白のワイシャツ ジャンバースカート 冬季…紺の標準型セーラー服 紺または白のスカーフ
- ※A·B共に、開襟のワイシャツ・ブラウスを可とする

(2)頭髮

- ・中学生らしい清潔な髪型を心がけ、受験を意識した髪型にする。
- ・前髪をピン等でとめる、肩にかかる場合は結ぶなど、学校生活において邪 魔にならないようにする。
- ・ヘアゴムやピン等を使う場合は、黒や紺等の落ち着いた色のものを選ぶ。
- ・パーマや染色等の加工、整髪料の使用は禁止とする。

(3)靴下

- ・白・黒・紺・灰色等の華美でないものを着用する。
- ・長さの指定はしない。ただし、入学式や卒業式の際は、白でくるぶしが隠れるものを着用する。
- ・防寒用にタイツの着用は可とする。ただし、黒の無地のものとする。

(4)登下校の靴

- ・男女ともに運動靴、もしくは黒の革靴とする。
- ・体育の授業を考え、運動しやすいものを履く。

(5) 校内服

- ・校内ではジャージ、体操服を着用する。
- ・ジャージは学校指定のものを使う。
- ・ジャージ、体操服には記名をする。 (氏名を漢字で書く)

(6) 防寒着

・コート、手袋、マフラーは華美でないものとする。ベンチコートは不可、 長すぎるマフラーも不可。

(7)上ばき

- ・学年の色のものを使用し、かかとの部分に記名をする。 3年生……緑色 2年生……青色 1年生……黄色
- かかとをふまず、きちんと履く。

(8) セーター・トレーナー

- ・防寒用として、ジャージの下への着用を可とする。
- ・無地のもので色は白、紺、黒、グレーなど華美でないものとする。
- ・カーディガン、タートルネック等は禁止とする。
- ・極端に大きすぎるサイズのものは着用せず、裾や袖から出ないようにする。

(9) タイツ

- ・防寒対策として、タイツの着用を可とする。
- ・色は黒のみ
- ・タイツを着用する場合は、ジャージを必ず着用する。

くメインバッグ・セカンドバッグについて>

- (1)メインバッグは学校指定のものをつかう。
 - ・授業のあるときは黒カバンを必ず持ってくる。
 - ・キーホルダーなどのアクセサリーは一つとする。 (用途は目印のため)
- (2) セカンドバッグは個人で用意するものとする。華美ではなく、教科書が入り、かつロッカーに収まる大きさのものを持参する。なお、セカンドバッグのみでの登下校は認めない。(学校行事、式典等は可)

く登下校について>

- (1)基本的には制服を着用する。ただし、天候や気候によってはご家庭の判断のもと、校内服で登下校してもよい。また、11月から3月は、防寒対策としてウィンドブレーカーで登下校してもよい。ウィンドブレーカーは学校指定の物を着用し、登下校時の着用を可とする。
- (2) 下校時、速やかに帰宅する。
- (3) 自転車通学者の自転車は指定された場所にきれいに並べる。
- (4) 自転車通学者はヘルメットを必ず着用する。

雨天時に雨ガッパを着用する。天候の急変に備え、常備しておくこと。 (上衣・ズボン型で、反射板がついているものが好ましい)

※傘さし運転は道路交通法、都道府県条例で禁止されています。

く部活動>

- (1)荷物は部活動ごとに整理して管理する。休業中の活動のときは日直の先生に報告をする。
- (2)顧問の指示により、部活動中や登下校で校内服以外の衣服着用を認める。
- (3) 遠征等、校外での活動の際は、自分の学校以上にきれいに扱う意識を持つこと。また、お菓子などの不要なものを持っていかない。
- (4) 部活動を遅刻や欠席をする時は必ず顧問の先生に連絡をする。時間については、活動開始前を原則とする。

く所持品>

- (1) 所持品には必ず氏名をはっきり書く。
- (2)他人の物を無断で使うこと、金銭の貸し借りはしない。
- (3) 落とし物をしたり、見つけたりしたときには、先生に届ける。
- (4) 貴重品を持ってきた場合は担任に(朝)預け、学校生活に不必要なものは 持ち込まない。(お金、雑誌、ヘアーワックス、ミサンガ等)

- (5)携帯電話は校内持ち込みを原則禁止とする。部活動時に大会、練習試合等で校外に出るときのみ顧問の許可で持ち込むことを可とする。 校内に持ち込む際は、申請書を提出し、事前に承諾を得ること。
- (6) 水筒を通年持参してもよい。中身は水、お茶、スポーツドリンクとする。
- (7) ペットボトルはカバー等にいれ、容器は持ち帰ること。

くその他>

- (1) 校舎や学校備品を汚したり、傷つけたりしないよう大切にする。
- (2) 清掃は協力し合って、きれいに早く終わるように努める。
- (3) ガラスや清掃用具などの学校備品を破損したときは、先生に申し出る。
- (4) 制汗剤は無臭のもの、または石鹸の香のものとする。フルーツやその他の 香のものは使用しない。また、使用をする際には人前での使用は避けるよ うにする。

2. 家庭生活

- (1) 外出の際は、家族に行き先・同行者名・帰宅時刻をはっきりと告げる。
- (2) 夜間、人通りのない場所へ1人で外出はしない。
- (3) 主体的に学習に取り組める環境を整える。
- (4) すすんで家事の手伝いをする。

3. 校 外 生 活

- (1) 交通規則を守り、交通事故を起こさないよう十分気をつける。
- (2) 危険な場所で遊んだり、危険な遊びはしない。
- (3) 登下校時にコンビニ等で買い食いをしないこと。
- (4)携帯電話やスマートフォン、タブレット等を用いての、インターネットやメール・SNSでの書き込みなどを原因としたトラブルに注意をする。